休業・休暇計画書

所属・係名	○○課（署）	○○係（課）
職名	○○○○	
氏名	高知　花子	
職員番号	567891	



妊娠したことを上司に報告しましょう！

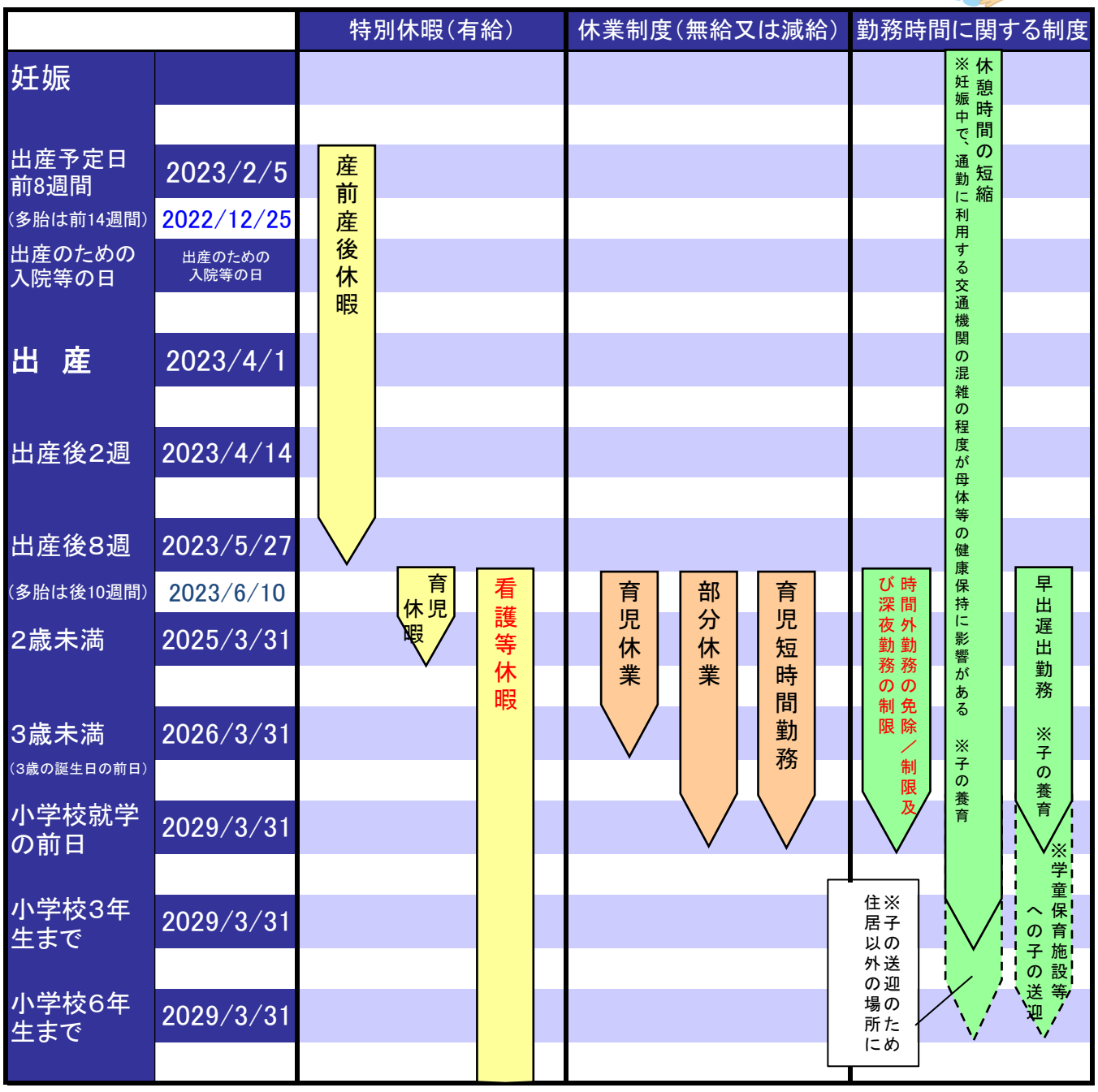
STEP1　出産予定日を入力します。

出産予定日	2023/4/1





STEP2　取得できる休暇等と取得できる期間，日数等を確認します。



休業・休暇計画書

	取得できる期間	内　　容
配偶者の出産休暇	出産のための入院等の日　～　2023/4/14 （出産に係る入院等の日から産後2週まで）	**【夫が警察職員の場合、夫が取得できる】** 妻の出産に伴う入退院の付き添い等を行う男性職員が取得できる **3日（1日又は1時間単位）**
男性職員 の育児参加休暇	2023/2/5　～　2023/5/27 （予定日より8週前から出産日後1年間） 2022/12/25　～　2023/6/10 （多胎妊娠の場合は産前14週から出産日後1年間）	**【夫が警察職員の場合、夫が取得できる】** 生まれてきた子又は未就学児（上の子）を養育する場合、取得できる **5日（1日又は1時間単位）** ※小学校就学前までの上の子どもがいない場合は、当該子の出生後のみ取得できる。
産前産後休暇	2023/2/5　～　2023/5/27 （予定日より8週前、出産日の翌日から8週の間） 2022/12/25　～　2023/6/10 （多胎妊娠の場合は産前14週から産後10週まで）	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産までの期間と出産の翌日から8週間（多胎妊娠による出産の場合は10週間）取得できる
育児休暇	2023/5/28　～　2025/3/31 （2歳未満）	2歳未満の子の授乳や保育園の送迎等の必要がある場合、取得できる 3パターンのうちいずれかを選択（各回に往復時間をプラス） ①1回につき45分ずつの1日2回 ②1回につき30分及び60分の1日2回 ③1日2回を連続させて90分 ※1歳6か月に達した子については、1回につき30分ずつの2回または1回につき60分とする。 ※男性職員にあっては配偶者がその子を育てる（世話する）ことができない場合に限る。
子の看護等休暇	2023/5/28　～  （子の看護等休暇：小学校3年生修了時まで） （看護等休暇：小学校6年生修了時までの子については要件等が拡大）	【要件①：子の看護等休暇】 小学校3年生修了時までの子 〇負傷又は疾病のため看護　（予防接種や健康診断を受けさせる場合を含む。） 〇入園（入学）式・卒園式への出席 〇感染症に伴う学級閉鎖により世話等が必要な場合 に対して取得できる　→　**1歴年に5日（2人以上の場合は10日）** 【要件②：看護等休暇】 配偶者及び二親等以内の血族及び姻族（小学校3年生修了時までの子を除く。） 〇負傷又は疾病等のため看護が必要で、他に看護者がいない場合 〇小学校の卒業式等（小学校6年生修了時までの子に係るもの。） 〇感染症に伴う学級閉鎖により世話が必要で、職員以外に世話する者がいないと認められるとき　（小学校4年生～6年生修了時までの子が対象） →　**1歴年に5日** 【要件③】　要件①又は要件②の期間すべてを取得した後、中学校就学の始期に達するまでの子の看護が必要な場合　→　さらに2日取得できる
育児休業	2023/5/28　～　2026/3/31 （子の3歳誕生日の前日まで）	3歳未満の子を養育する場合、休業することができる ※無給であるが、1歳の誕生日の前日までの休業期間について、育児休業手当金（共済組合）が支給される。（子を保育所に預けられない場合等は、2歳に達するまで。） ※配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能
部分休業	2023/5/28　～　2029/3/31 （小学校就学の始期に達するまで）	未就学児を養育する場合、部分的に休業することができる **勤務時間の始め又は終わりに30分単位／1日に2時間以内** ※配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能。
育児短時間勤務	2023/5/28　～　2029/3/31 （小学校就学の始期に達するまで）	未就学児を養育する場合、通常より短い勤務時間で勤務できる （毎日制勤務の場合） ①週に3時間55分勤務を5日　②週に4時間55分勤務を5日 ③週に7時間45分勤務を3日　④週に7時間45分勤務を2日と3時間55分勤務を1日 ※配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能。
時間外勤務の免除	2023/5/28　～　2029/3/31 （小学校就学の始期に達するまで）	小学校就学前の子を養育するために請求できる ※公務の運営に支障がある場合を除く。
時間外勤務の制限	2023/5/28　～　2029/3/31 （小学校就学の始期に達するまで）	小学校就学前の子を養育する場合、請求できる **1か月について24時間、1年について150時間を超えない** ※請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除く。
深夜勤務の制限	2023/5/28　～　2029/3/31 （小学校就学の始期に達するまで）	未就学児のある職員が深夜勤務（22:00～翌5:00）の制限を請求できる ※職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができる場合を除く。 ※公務の運営に支障がある場合を除く。
休憩時間の短縮	妊娠中 （妊娠中の母体の健康保持） 2023/5/28　～　2029/3/31 （子の養育⇒小学校3学年まで） 2023/5/28　～　2029/3/31 （子の送迎⇒小学校6学年まで）	・妊娠中で、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体等の健康保持に影響があると認められる場合、休憩時間を短縮できる ・小学校3学年までの子の養育又は小学校に就学している子を送迎するため、その住居以外の場所へ赴く場合、休憩時間を短縮できる 休憩時間　60分⇒45分に短縮　※公務の運営に支障がある場合を除く。
早出遅出勤務	2023/5/28　～　2029/3/31 （子の養育⇒小学校就学の始期に達するまで） 2023/5/28　～　2029/3/31 （子の送迎⇒小学校6学年まで）	未就学児の養育又は小学校に就学している子を学童保育施設等へ送迎する場合、勤務時間を選択することができる（いずれも7時間45分勤務） ①7:30～16:15　②8:00～16:45　③9:00～17:45 ④9:15～18:00　⑤9:30～18:15　⑥9:45～18:30　※公務の運営に支障がある場合を除く。

…有給（特別休暇）　　…無給又は減給

STEP3　取得したい休業・休暇制度等を選択して，計画書を作ってみましょう。



※プルダウンメニューになっていますので、選択してください。

休業・休暇制度等	取得時期・日数・希望する勤務形態等		備　考
産前産後休暇	から まで		
育児休業	から まで		
	から まで		
	から まで		